

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成28年8月12日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）陸前高田ショッピングセンター 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内KC29街区
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
 - ア 高田松原商業開発協同組合
 - イ 陸前高田再開発株式会社
 - ウ 株式会社ツルハ
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社マイヤ
 - イ 株式会社ツルハ
 - ウ 未定17店舗
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年3月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,640平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 263台
 - イ 出入口 5か所
- (7) 駐輪場の収容台数 135台
- (8) 荷さばき施設の面積 234.75平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 55.54立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前7時
 - イ 閉店時刻 午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌日午前0時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成28年7月29日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所